

プロジェクト 新規テーマについて

項目 退職給付会計における複数事業主制度の注記の取扱い

本資料の目的

1. 本資料は、「退職給付会計における複数事業主制度の注記の取扱い」を新規テーマとして取り上げることを提案するもので、経緯、検討事項及び具体的な対応についてご意見を頂くことを目的とするものである。

経緯

退職給付会計基準における規定

2. 複数事業主制度を採用している場合の会計処理及び開示については、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）において、以下のように規定されている。

33. 複数の事業主により設立された確定給付型企业年金制度を採用している場合においては、次のように会計処理及び開示を行う。

- (1) 合理的な基準により自社の負担に属する年金資産等の計算をしたうえで、第 13 項から第 30 項の確定給付制度の会計処理及び開示を行う。
- (2) 自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、第 31 項及び第 32 項の確定拠出制度に準じた会計処理及び開示を行う。この場合、当該年金制度全体の直近の積立状況等についても注記する。

3. 自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない場合の複数事業主制度について、退職給付会計基準第 33 項(2)により求められている注記の「直近の積立状況等」とは、年金制度全体の直近の積立状況等（年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額）及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明をいうものとする（企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下「退職給付適用指針」という。）第 65 項）。

この年金制度全体に係る情報は、将来の負担額の見込みに関する目安として、開示が求められているものである（退職給付適用指針第 125 項）。

厚生年金基金制度の貸借対照表の変更の概要

4. 平成 24 年 1 月 31 日付で、厚生労働省通知「厚生年金基金の財政運営について等の

一部改正及び特例的扱いについて」(以下「厚生労働省通知」という。)が発出されたことにより、平成 24 年度財政決算から、厚生年金基金制度の貸借対照表の勘定科目が変更された。この改正は、年金財政における積立水準を貸借対照表上で明確にするとともに、財務諸表を簡素化することを目的としている。

5. 別紙のとおり、負債勘定には、改正前は、「数理債務」と「最低責任準備金(継続基準)」の合計額を示す大科目として「給付債務」が貸借対照表に表示されており、第3項のとおり、注記項目とされてきた。

今回の改正においては、負債側の数理債務と資産側の未償却過去勤務債務残高を相殺して「責任準備金(プラスアルファ部分)」として1つにまとめられた。また、代行部分に係る「最低責任準備金」と「責任準備金(プラスアルファ部分)」を合わせて、貸借対照表に計上する債務は「責任準備金」という大科目として表示されることとなり、給付債務という用語が貸借対照表に使用されなくなった。

この改正を受けて、直近の積立状況等をどのように記載すべきかにつき、退職給付適用指針の改正が必要であると考えられる。

検討事項

6. 検討すべき事項として、以下が考えられる。
 - (1) これまで複数事業主制度を採用している場合の年金制度全体の直近の積立状況等の注記においては、給付債務として「数理債務」と「最低責任準備金(継続基準)」の合計金額を注記していたと考えられる。今回の改正により、給付債務を構成していた数理債務が貸借対照表に計上されなくなったことから、退職給付会計基準で要求している注記として、どの金額を開示すべきかが論点になると考えられる。
 - (2) 今回の改正により、厚生年金基金制度の貸借対照表に給付債務が表示されなくなっており、退職給付適用指針第65項に使用されている「給付債務」という名称を見直すかどうか論点になると考えられる。

具体的な対応について

7. 本件は、実務対応専門委員会において検討を行う。また、別途、退職給付専門委員会の専門委員からも意見を聴取する。

ディスカッション・ポイント

上記のとおり、「退職給付会計における複数事業主制度の注記の取扱い」を新規テーマとして取り上げることにに関して、ご意見を頂きたい。

以上

(別紙) 厚生年金基金制度の貸借対照表の変更の概要

厚生年金基金制度の貸借対照表

改正前

(借方)	(貸方)	
未償却過去勤務債務残高	数理債務	} 給付債務
純資産額	最低責任準備金 (継続基準)	
資産評価調整額		
不足金		

- 給付債務 = 数理債務 + 最低責任準備金 (継続基準)

改正後

(借方)	(貸方)	
純資産額	責任準備金 (プラスアルファ部分)	} 責任準備金
	最低責任準備金	
不足金	最低責任準備金調整額	

- 給付債務という用語は使用されなくなった。
- 未償却過去勤務債務残高は、貸借対照表に計上されないこととなった。
- 改正前の数理債務と未償却過去勤務債務残高が相殺されて責任準備金 (プラスアルファ部分) として貸借対照表に表示される。